

知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会
知財のビジネス価値評価
検討タスクフォース

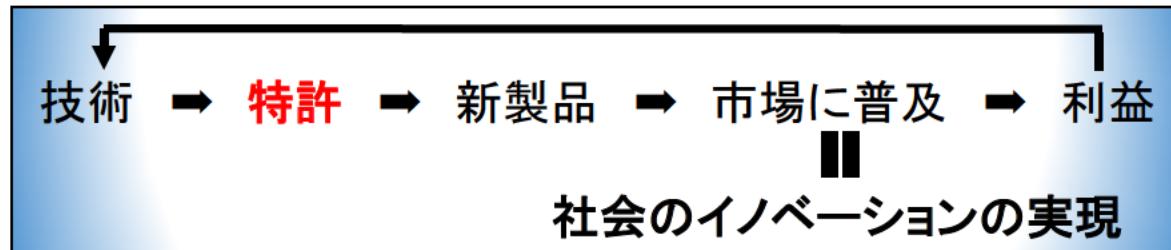
第1回会合
説明資料

平成29年11月16日

内閣府
知的財産戦略推進事務局

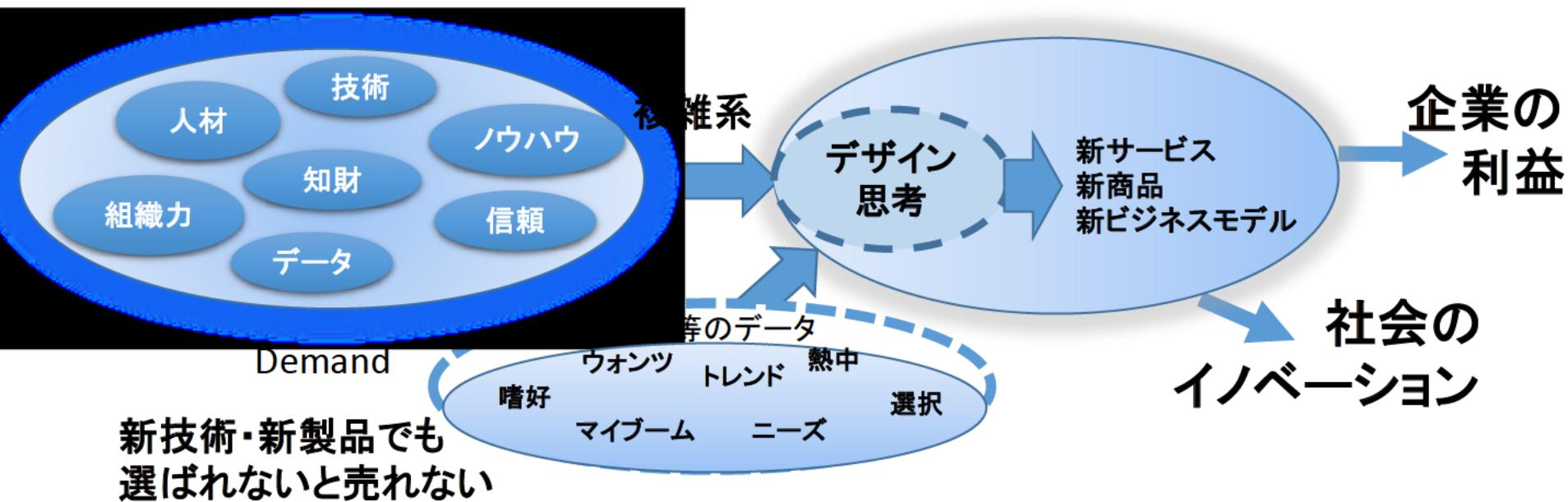
20世紀=需要量>供給量 の時代

供給サイドがリニアな市場をリード=核となる知財を押さえて



- 市場の獲得・維持
- 継続的利益
- 技術に再投資

21世紀=需要量<供給量 の時代



● 安定的なモノの供給が市場を牽引する20世紀型工業モデルの時代 プロパテント戦略の時代

※1 多くの人々の基礎的需要を満たすための市場が、長期・安定的に拡大するという前提で、安価な商品を大量生産するモデル。シェアを確保すれば、売上高は自然拡大するため、新規参入阻止・シェア確保のための特許が有効な戦略資源。

● 体験や共感を求めるユーザの多様な価値観が市場を牽引する時代

需要サイドがリードする市場

= 新技術・新製品でも選ばれないと売れない + 複雑系

➤ 市場牽引力の源泉として、知的資産の果たす役割が増大

※2 ここで、知的資産とは、人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等の目に見えない資産のこと。企業の競争力の源泉となるものをいい、知的財産（人間の創造的活動により生み出されるもの、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報）を含む概念。

デザイン思考^{※3} & プロイノベーション戦略の時代

※3 環境を理解し、自己が価値を産み出す仕組み（価値創造メカニズム）を主体的に構築する思考。

デザイン思考 & プロイノベーション戦略の実現

需要サイドを理解し、知的資産を活用してユーザの価値観に訴求する

- ◆ 必要な資源の選択・組合せ
 - ◆ ビジネスの機動的・継続的なデザイン
- } 価値創造メカニズムの構築が重要

- ・デザイン思考&プロイノベーション戦略の契機
- ・思考&戦略の裏付け

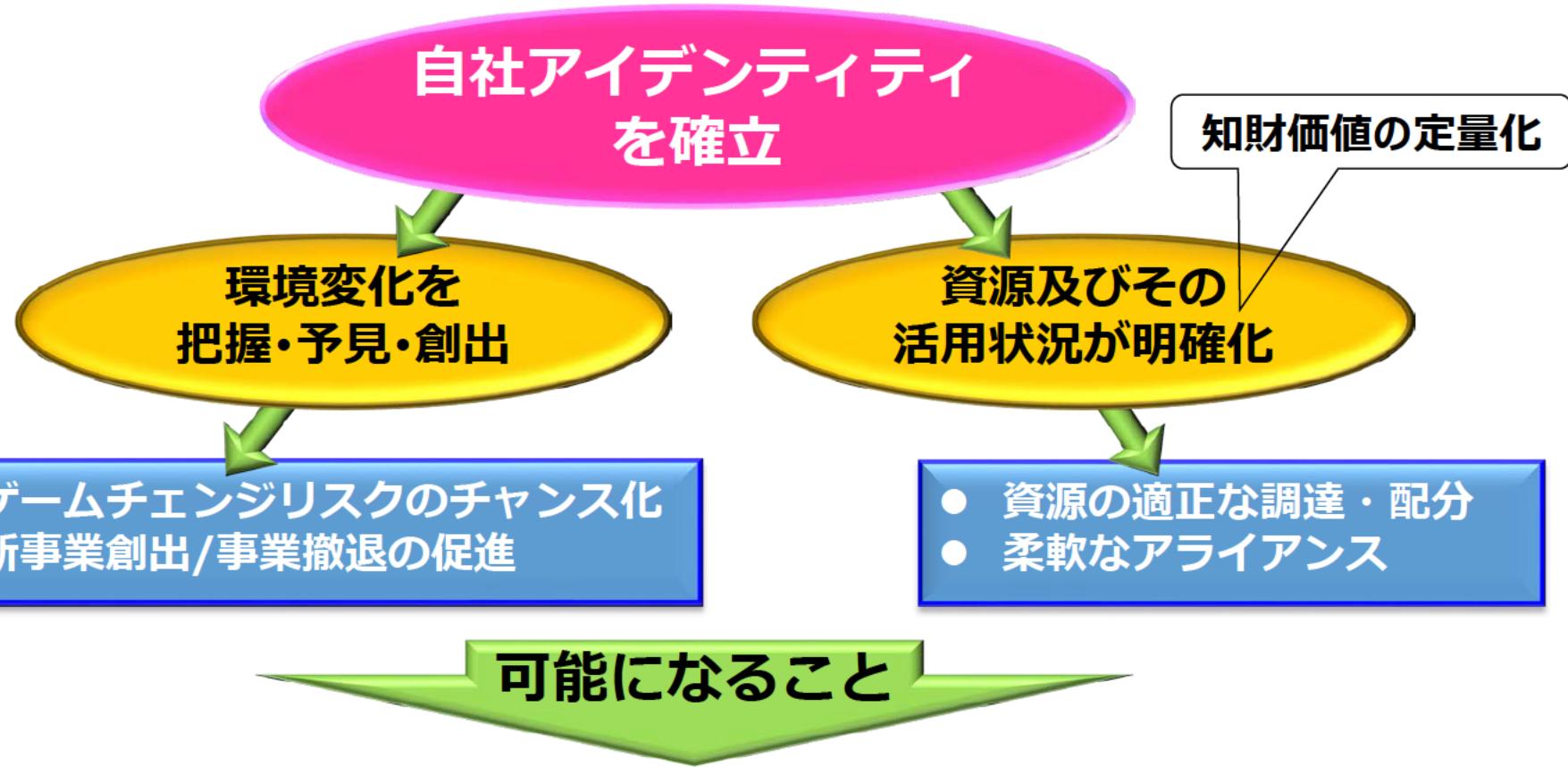
知財のビジネス価値の見える化が必要

求められる企業・社会像

持続してイノベーションを起こすことができる
“Sustainnovative”企業
[SustainableでInnovativeな]

各企業がイノベーティブになることで、社会全体のイノベーションが推進される

価値創造メカニズムを把握することの効果



1. 現在の延長にある未来において、富の源泉を認識し、価値創造メカニズムを構築
2. 起こり得る環境変化を予測し、価値創造メカニズムを改変
3. 予測し得なかつた環境変化に対応するダイナミズム適合的な自己維持機構を内在
4. 他者が予測し得ない環境変化を創出

知的財産情報開示指針

特許・技術情報の任意開示による企業と市場の相互理解に向けて（平成16年1月 経済産業省）

根拠 「知財戦略大綱」（平成14年7月）
及び「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（平成15年7月）

検討体 産業構造審議会 知的財産政策部会 経営・情報開示小委員会

主目的 「知財経営」に係る企業と（資本）市場の相互理解の加速

主対象 （大企業・中小ベンチャー問わず） 製造業における特許等の知的財産及び研究開発に関連する情報

知的財産情報の開示を行う際に開示することが望ましい項目として以下を提示

- ①中核技術と事業モデル ②研究開発セグメントと事業戦略の方向性
- ③研究開発セグメントと知的財産の概略 ④技術の市場性・市場優位性の分析
- ⑤研究開発・知的財産組織図、研究開発協力・提携
- ⑦ライセンス関連活動の事業への貢献、⑧特許群の事業への貢献
- ⑨知的財産ポートフォリオに対する方針、⑩リスク対応情報

【本検討会で参考となる記載事項】

- 企業が自社の競争力強化と企業価値最大化の観点から、知的財産の重要性を認識し、事業戦略及び研究開発戦略との連携を図りながら知的財産戦略を策定する取組が重要
- 市場側が求める情報は、「知財経営」の態様（特許・技術の内容よりも、特許や技術がいかに企業の戦略及び組織と結びついているか）
- 企業側は、「営業秘密」に属する情報については戦略的に開示を断ることも重要

知的財産(権)の価値評価手法の確立に向けた考え方

中間論点整理 (平成16年6月 経済産業省)

根拠 「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」 (平成15年7月)

検討体 産業構造審議会 知的財産政策部会 流通・流動化小委員会

主目的 資金調達、事業売買等の局面で知的財産を活用できるよう、知的財産の価値評価手法を確立

主対象 特許権、商標権（ブランド）、著作権（コンテンツ）

●各種評価手法を紹介するとともに、各種知財権別に、価値評価の前提を提示

- ・特許権の各種評価手法毎の注意事項
- ・取引形態毎の知的財産評価目的及び手法
- ・ブランドの価値評価モデル毎の注意事項

【本検討会で参考となる記載事項】

- 知的財産それ自体を金銭的価値と同視することは誤解
- 特許権は「事業」として成り立ってはじめて金銭的な価値が生まれるのであるから、**本来価値評価は、有機的に組織化された事業の「事業価値」を基本に算定されるべき**
- 評価した特許権を担保処分し、精算する必要が生じた場合、特許権が事業を構成する他の要素から切り離された場合には、価値はゼロになり得る
- 事業の価値評価を前提に、特に、特許権の評価を算定する必要がある場合、**事業価値に特許群の寄与率を乗じることによって評価可能。**
- 事業価値に対する特許群の寄与率は事業ステージによって異なりうる

ブランド価値評価研究会報告書

(平成14年6月 経済産業省)

根拠 一

検討体 経済産業省 企業法制研究会（ブランド価値評価研究会）

主目的 ブランド重視経営、ブランドディスクロージャー及びブランド使用料適正化

主対象 ブランド（企業が自社の製品等を競争相手の製品等から差別化するためのネーム、ロゴ等の標章）

●ブランドについて、使用料実務や資産計上の際の課題を整理した上で、

①価値評価モデル、②マネジメントモデル等を提示

①ブランド価値 = (価格優位性/割引率) × 販売数量安定性 × 拡張力

②ブランド・バリュー・チャート（ブランド・バリュー・ボードの数値を高めるために必要な活動とその活動の効果を測定する財務指標および非財務的指標のチャート）から、ブランド・バリュー・ボード（ブランドマネジメントの最終管理表）を作成し、ブランド・ファンダメンタルズ（ブランド価値評価額を増大させるために重要と考える項目）をステイクホルダーに開示

【本検討会で参考となる記載事項】

- ブランドが確立すると、顧客は、製品等の物理的又は機能的な側面よりも、ブランドを拠りどころとした製品購入の意思決定を行うようになり、ブランドによる競争優位性が生まれる。
- ブランドの競争優位性は、第1に価格の優位性、第2に高いロイヤルティ、第3に地理的展開、類似業種及び異業種展開力等のブランド拡張力として具現化され、企業に現在および将来のキャッシュフローの増加をもたらす。
- ブランド価値評価の高い企業は、①顧客に対して自社のブランド・アイデンティティを明確に示していること、②ブランド使用規準を作成していること、③広告効果など活動効果の測定を行っていること等の特徴が見られた。

関連する過去の調査研究の概要

【知的財産を含む無形資産の見える化】

- ◆ 企業等における知的財産の評価に関する調査研究 (平成22年3月 株式会社三菱総合研究所)
国内外の非財務情報開示の検討状況、企業内で用いられている指標の実態、望ましい非財務情報開示の在り方について記載
- ◆ 知的財産の価値評価を踏まえた特許等の活用の在り方に関する調査研究
主要国における無形資産価値の推移、各国のロイヤルティ料率の実態、ロイヤルティ情報の開示状況について記載 (平成22年3月 帝国データバンク)
- ◆ 諸外国における知的資産経営の取組に関する調査研究 (平成28年3月 帝国データバンク)
知的資産経営報告書の開示の在り方及び諸外国の知的資産経営の開示に関連する制度や実施状況について記載
- ◆ 伊藤レポート2.0 持続的成長に向けた長期投資（ESG・無形資産投資）研究会報告書
伊藤レポート後に生じた動きを総括しつつ、無形資産投資やESG等を巡る論点を深掘りして取りまとめ (平成29年10月)

【知財の価値評価手法】

- ◆ 事業の中での知的財産権の貢献割合に関する調査研究 (平成26年2月 新日本有限責任監査法人)
特定の事業の中で複数の特許を用いている場合において、事業における各特許の貢献度の見積もりに資する評価項目及び評価項目間の重みづけの検討について記載

【知的財産の活用】

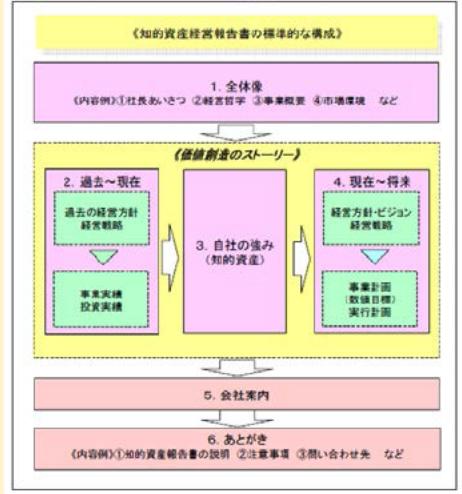
- ◆ 知的財産の流通・資金調達事例調査報告～目に見えない経営資源の活用～
知財流通促進や知財ファイナンス促進のために求められることを整理 (平成19年11月 経済産業省知的財産政策室)
- ◆ 金融機関等から見た企業の知的財産を活用した資金調達に関する調査研究
金融機関が非財務情報を収集・活用する際の課題や知的資産経営支援に取り組んで成功した例、各国の知的財産を活用した融資やファンドの状況について整理 (平成25年2月 帝国データバンク)
- ◆ 知財評価を活用した融資の促進に関する調査研究 (平成27年2月 帝国データバンク)
地域金融機関による知的資産経営支援は、知的資産経営を実施する企業、知的資産経営支援を実施する金融機関それぞれにメリットがあることについて記載

※より詳細は参考資料3～9参照

知的財産を含む無形資産の見える化の取組

① 【知的資産経営】

「知的資産経営報告書」



「事業価値を高める経営レポート」



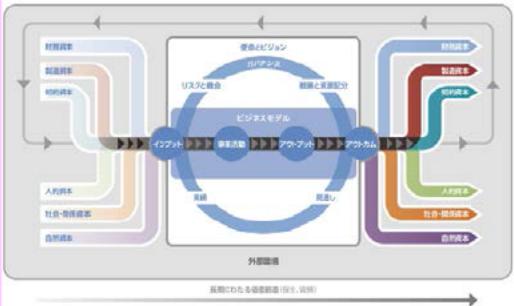
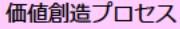
③ 【ローカルベンチマーク】

- 企業の経営改善、生産性向上に向けた自社の現状認識や、金融機関等支援機関との対話のツールとして公表
 - 6つの財務指標の分析結果と4つの視点(経営者への着目、事業への着目、関係者への着目、内部管理体制への着目)に基づく非財務情報把握のためのシートを、経営者や各支援機関にとって分かり易いかたちで提供



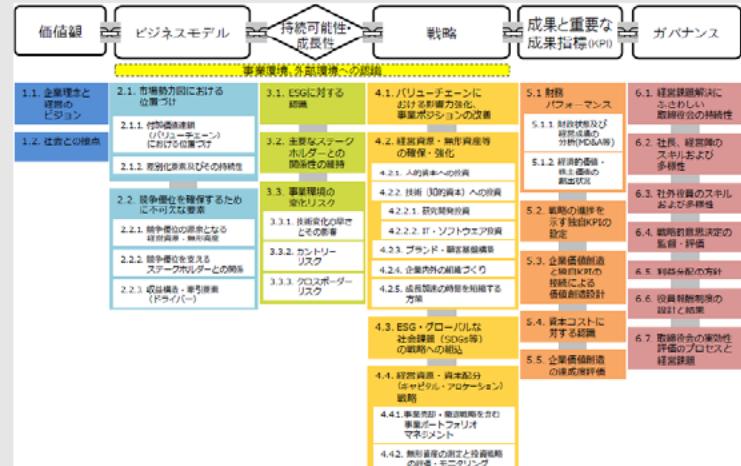
② 【統合報告】

- 財務資本の提供者に対し、組織がどのように長期にわたり価値を創造するかを説明
 - 8つの内容要素：組織概要と外部環境、ガバナンス、ビジネスモデル、リスクと機会、戦略と資源配分、実績、見通し、作成と表示の基礎



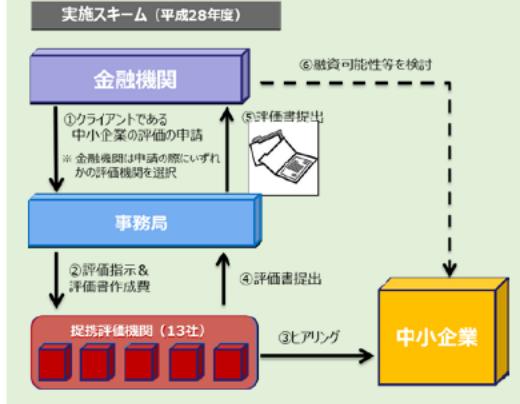
④【価値協創ガイダンス】

- 企業と投資家が情報開示や対話を通じて互いの理解を深め、**価値協創**に向けた行動を促すことを目的とする
 - 基本的な枠組みは以下の6項目



※ 【知財ビジネス評価書】

金融機関の申請により知財ビジネス評価書を
無料で年間150件作成
(公募枠: 120件 / 伴走型支援枠: 30件)



知的財産を含む無形資産の見える化の取組一覧

取組	発表主体	発表年	主旨				作成頻度
			作成者	開示先	主目的	概要	
知的資産経営	経済産業省 経済産業局 知的財産政策室	知的資産経営の開示ガイドライン (2005年10月)	企業	ステークホルダー等	・企業とステークホルダーとの間での認識の共有（コミュニケーションツール）	・経営者の目からみた経営の全体像をストーリーで伝える	—
知的資産経営	経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室 (中小機構)	事業価値を高める経営レポート作成マニュアル改訂版 (2012年5月)	企業	ステークホルダー等	・企業とステークホルダーとの間での認識の共有（コミュニケーションツール） ・自社の事業価値を高めるためのマネジメントツール	STEP①「企業概要」、②「内部環境（業務の流れ）」「内部環境（強み・弱み）」、③「外部環境」、④「今後のビジョン」、⑤「価値創造のストーリー」	—
統合報告	国際統合報告評議会 (IIRC)	統合報告の枠組み (2013年12月)	企業	全てのステークホルダー	・財務と非財務の情報を“統合”して示す	・資本、ビジネスモデルと価値創造の方法 ・非財務を含む6つの資本（財務資本、製造資本、社会・関係性資本、知的資本、人的資本、自然資本）に着目	—
統合報告	世界知的資本・知的資産イニシアティブ (WICI)	WICIインタンジブルズ報告フレームワーク (2016年9月)	企業	投資家、債権者、アナリスト	・組織の価値創造プロセスおよびステークホルダーとのコミュニケーションにとって重要な無形の経営資源について報告	・非財務情報やKPIsといった指標について焦点を当て、価値創造の観点からのインセンジブルズ報告	—
ローカルベンチマーク	経済産業省 経済産業政策局 産業資金課	ローカルベンチマーク (平成28年3月)	企業 又は金融機関、支援機関	金融機関、支援機関	・企業の経営改善、生産性向上に向けた自社の現状認識 ・金融機関、支援機関との対話のツール	・6つの財務指標の分析結果と4つの視点に基づく非財務情報把握	—
価値協創ガイダンス	経済産業省 経済産業政策局 産業資金課	価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス (平成29年5月)	企業	投資家、金融機関	・長期的な価値向上に向けて、企業と投資家が情報開示や対話を通じて互いの理解を深め、価値協創に向けた行動を促す	・「ビジネスモデル」、「持続可能性・成長性」、「戦略」、「パフォーマンス・KPI」、「ガバナンス」等考慮すべき要素を一連の価値創造ストーリーの中で語る	—
知財ビジネス評価書	特許庁 総務部 普及支援課	平成27年度～	提携評価機関	金融機関	・金融機関が融資可能性の検討や企業とのリレーションに活用	・特許権、実用新案権、意匠権、商標権のいずれかを有する企業を対象に評価書を作成	—

主な知財の価値評価手法

【主な定量的評価法とその長所・短所】

- (1) コストアプローチ：評価データが客観的だが、技術の収益力を反映していない
- (2) マーケットアプローチ：取引の保証が得られやすいが、データが不足している
- (3) インカムアプローチ：収益力が反映されているが、
収益予測が難しく主観的判断が介在し易い

評価方法の国際標準とされている

【インカムアプローチの各種評価手法】

無形資産

- (A) 資産控除法： $\{ \text{事業価値} - (\text{その他資産価値}) \} \times \text{技術のウエイト}$
- (B) ルールオブサム法： $\text{事業価値} \times 25 \sim 30\% \text{程度}$
- (C) 利益三分法： $\text{事業(営業)利益} \times (1/3)$
- (D) リリーフロム・ロイヤルティ法： $\text{売上高} \times \text{ロイヤルティレート}$

割引率により割引かれた収益の現在価値を適用

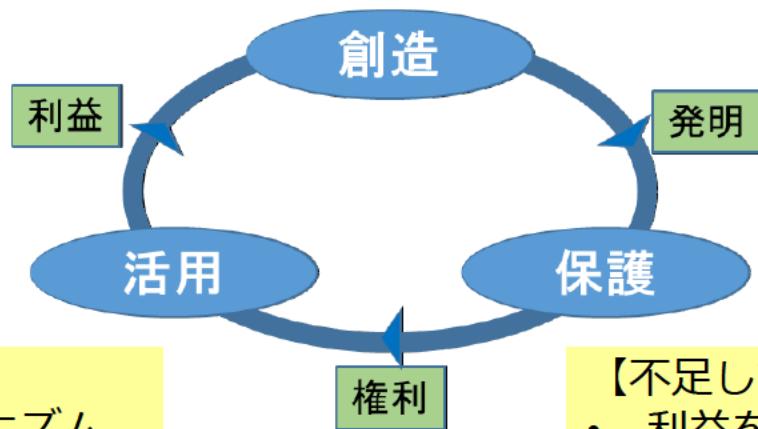


知財の価値評価の目的（活用場面）に応じて、適切な評価手法が異なるとされており、目的に応じてこれらを組み合わせて評価がなされている

これまでの知財創造サイクル

知財部門目線の循環

- 【不足している観点】
- ・ 発明を生み出す資源・メカニズム
 - ・ 外部資源を活用した研究開発



【不足している観点】

- ・ 利益を生み出すメカニズム
- ・ 外部の知財も含めた活用

【不足している観点】

- ・ 利益を生み出すことに貢献する権利取得

【知的財産を含む無形資産の見える化の取組の課題】

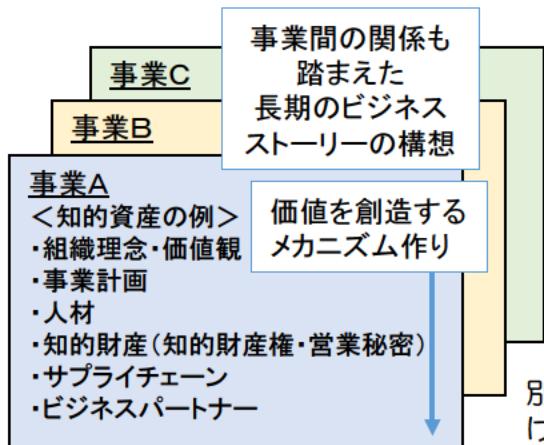
- 企業の価値創造メカニズムと、知財との関連が認識しにくい
- 新しい価値創造メカニズム（新しい事業構想）を創り出すのが難しい
- 知財視点で市場分析をする観点が提示されていないため、知財の活用に結びつきにくい

【知財価値評価の取組の課題】

- 担保処分を想定して価値評価に取り組んだケースでは、
　　担保処分をするのは事業が不調に陥った場合であり、知財の価値も急減。
　　同様（類似）の事業を実施する（又は実施予定の）売却先が見つからなければ知財の価値がなくなる（ので担保処分が実質的にできなくなる）という課題が生じた。
- 知財単体の売買（流通・流動化）を想定して価値評価に取り組んだケースでは、
　　知財価値は事業価値に依存するため、事業と紐づけられない単体の知財の価値は低下し、適正に評価されにくいという課題が生じた
- 第三者が知財を活用することを想定して価値評価に取り組んだケースでは、自社の事業との紐づけ（自社の事業における活用）を前提としていなかったため、自社内の資源配分の指標等として活用されることがなかった

知財のビジネス価値評価の検討イメージ

1. 知財を含む知的資産の見える化



2. 知財のビジネス価値の定量化

事業A

※知財単体で評価すると、却って価値を下げる可能性がある。

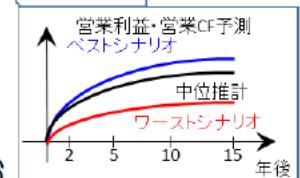
事業価値

- ・営業利益
- ・売上高
- ・市場規模 × シェア
- etc.

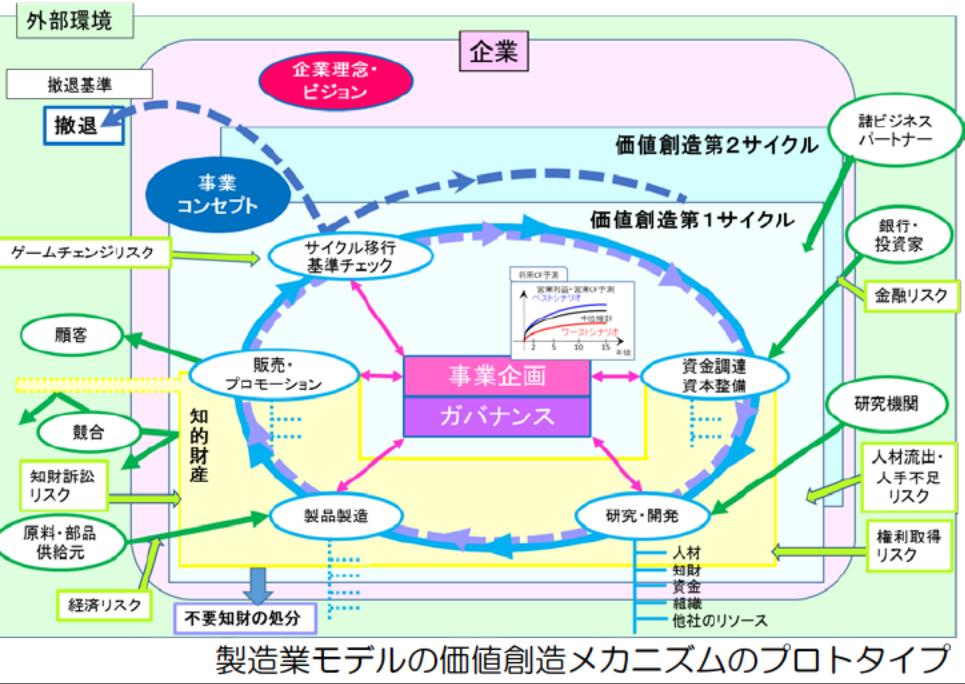
知財効果分 (知的資産効果分)

○○～○○%

将来CF予測



別途、米国、中国等の諸外国における知財の取引や知財の価値評価の現状について調査研究を実施。



3. 評価結果の活用

- ・経営計画、開発計画に反映
(資源配分適正化)
- ・IR情報等で公開
(対外予見可能性)

知財の見える化/価値評価

適切な公表

知財の相場観

社内資源配分が最適化

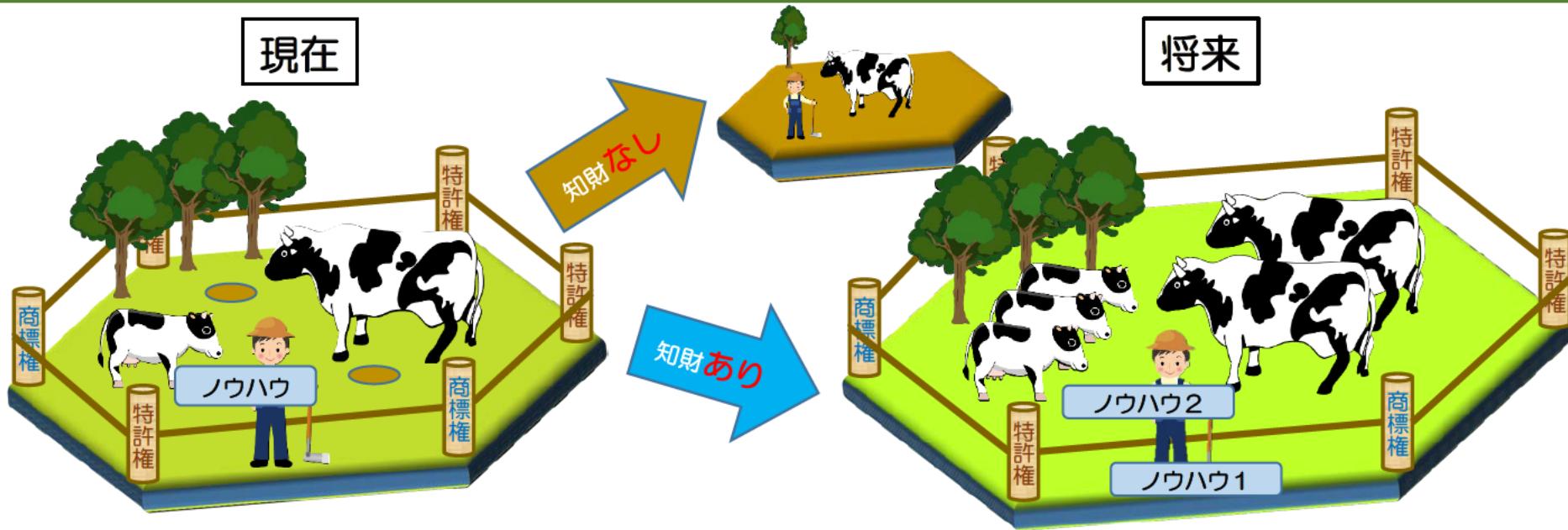
M&Aの際の評価が精緻化

知財の損害賠償額が適正化

推計やKPIに反映できないか

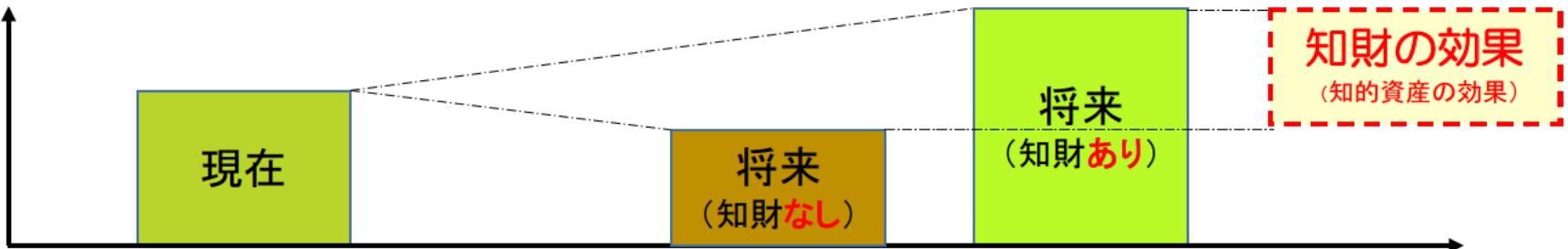
価値を創造するメカニズム構築のための支援ツールが作れないか

知財の効果分の把握イメージ



事業（牧場経営）を
知的財産（杭）で守りながら実施

事業価値



知財のビジネス価値評価検討TFについて

＜課題＞

- ◆ 企業が、自らの置かれた事業環境において自己の有する資源・不足している資源を把握し、諸資源を組み合わせて**価値を創造するメカニズムをデザインすることが必要**
- ◆ 知財との関係で価値創造メカニズムをデザインする際に考慮すべき要素や裏付けとができるような定量的情報も明確でなく、**知財戦略と事業戦略を適切に連携させることが必要**

＜アウトプットイメージ＞

- ◆ デザイン思考に基づいて価値創造メカニズムを構築し、プロイノベーション戦略の推進を支援するモジュール型ワークシート
- ◆ 事業戦略の策定に用いることができる、価値創造メカニズムにおける知財の効果分を把握する**知財価値定量化モデル**

＜検討の前提＞

- ◆ **事業を行う者の立場**で当該事業と紐づけられた知財を**一体として認識・評価**
- ◆ 価値創造メカニズムが記載されたシートの**開示先・開示内容は各社の判断**

第1回 キックオフ

日程：11月16日10時～12時

※グループセッションも予定

第3回 知財のビジネス価値の定量化

日程：1月17日13時～15時30分

第2回 無形資産の見える化

日程：12月19日13時～15時

第5回 評価結果の活用、総括

日程：3月15日10時～12時

第4回 見える化・定量化の雛型

日程：2月23日9時30分～12時

諸外国における知財価値の評価に関する
調査研究の中間報告も行う

第6回 予備日

日程：3月27日13時～15時

報告

諸外国における知財価値の評価に関する調査研究

検証・評価・企画委員会

当TFと「知的財産推進計画2018」の関係

○「推進計画2018」決定
(2018年5月頃)

知的財産戦略本部



○「推進計画2018」素案取りまとめ

検証・評価・企画委員会

産業財産権分野を取り扱う会合

(座長)渡部 俊也
東京大学政策ビジョン研究センター 教授

コンテンツ分野を取り扱う会合

(座長)中村 伊知哉
慶應義塾大学大学院
メディアデザイン研究科 教授

○オープンイノベーションに向けた知財マネジメント、
地方・中小・農林水産分野における知財活用、知財教育、
知財価値の評価及び損害賠償額の適正化等(※)
について検討

○11月から4月頃まで5回程度開催

○コンテンツの海外展開促進、映画 産業振興、デジタル
アーカイブの推進、模倣品・海賊版対策等について検討

○11月から4月まで5回程度開催

※合同会合としても開催

○「推進計画2017」の進捗状況検証、データ・人工知能に関する知財システム構築のフォローアップ、
推進計画素案取りまとめ等

知財のビジネス価値評価検討タスクフォース

(座長)渡部 俊也
東京大学政策ビジョン研究センター 教授

○知財を含む無形資産の見える化、知財のビジネス上の価
値の評価、評価結果の活用等について検討

○11月から3月まで5回程度開催

(※) このTFの他、特許庁が事務局となっている「特許権侵害における損害賠償額の適正な評価WG」「パテント・トロール対策等WG」の検討結果を産業財産権分野会合に報告し、知財価値の評価や損害賠償額の適正化等について総合的な検討を行う予定。

海外調査研究について

平成29年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業 (諸外国における知財価値の評価に関する調査研究)

PwCコンサルティング合同会社

【調査対象国】

中国・米国・ドイツ・イギリス・フランス・シンガポール・韓国

【調査項目】

- (1) 対象国における知財を含む無形資産の見える化に関する状況の調査
- (2) 対象国における知財のビジネス上の価値の評価に関する状況の調査
- (3) 対象国における知財流通の状況の調査

【調査研究方法】

- (1) 国内外公開情報調査
- (2) 国内ヒアリング調査
- (3) 海外ヒアリング調査
- (4) ワーキング・グループによる監修・助言

【ワーキング・グループ】

知的財産を含む無形資産の開示・価値評価に対して十分な知識を有する「学識経験者」、「法律家（弁護士、弁理士）」、「会計関係有識者」を含む4名程度からなるワーキング・グループを設置し、年度内に計3回程度実施。

知財のビジネス価値評価タスクフォース キックオフ会合

参考資料 目次

- 参考資料1 過去の政府における知的財産の見える化の検討
- 参考資料2 過去の政府における知財の価値評価手法の検討
- 参考資料3 見える化に関する調査研究(1)
- 参考資料4 見える化に関する調査研究(2)
- 参考資料5 見える化に関する調査研究(3)
- 参考資料6 知財の価値評価方法に関する調査研究
- 参考資料7 知的財産の活用に関する調査研究(1)
- 参考資料8 知的財産の活用に関する調査研究(2)
- 参考資料9 知的財産の活用に関する調査研究(3)

知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画

第3章 活用分野

1. 知的財産の戦略的活用を支援する

(2) 知的財産の情報開示を促進する

証券市場が個々の企業における知的財産の位置付けを事業との関係で的確に把握できる開示の在り方を検討する必要があり、企業による自主的な知的財産の情報開示について、環境報告書・環境会計の例に倣い、以下の取組を行う。なお、情報開示を行うか否かについては、個別企業の判断に委ねるべきである。

知的財産情報開示指針

特許・技術情報の任意開示による企業と市場の相互理解に向けて (平成16年1月 経済産業省)

【指針の意義】

「知財経営」に係る企業と市場の対話が開始できるよう、知的財産の情報開示の目安を提示

○市場側が求める情報は「知財経営」の態様
(特許や技術がいかに戦略・組織と結びついているか)

○企業側は、「営業秘密」に属する情報については戦略的に開示を断ることも重要

【開示の考え方（5原則）】

○あくまでも任意の開示であること（本指針は、知的財産情報に関する、企業と市場との間の対話の手法である。）

○「知財経営」を表すものであること

○前提条件となる事項や数量的裏付けを伴うこと

○原則として、連結ベースかつセグメント単位であること

○大企業のみならず中小・ベンチャー企業にも有効であること

【開示の媒体】

○組織的取組によって、「知的財産報告書」を作成することが望ましい。

【開示情報】

- ①中核技術と事業モデル
- ②研究開発セグメントと事業戦略の方向性
- ③研究開発セグメントと知的財産の戦略
- ④技術の市場性、市場優位性の分析
- ⑤研究開発・知的財産組織図、研究開発協力・提携
- ⑥知的財産の取得・管理、営業秘密管理、技術流出防止に関する方針（指針の実施を含む）
- ⑦ライセンス関連活動の事業への貢献
- ⑧特許群の事業への貢献
- ⑨知的財産ポートフォリオに対する方針
- ⑩リスク対応情報

【今後の期待】

相互理解の向上のため、

- (1) 企業側は定期的・継続的な情報提供等、
- (2) 市場側は知的財産の視点から企業の成長性を見極める能力の向上等 が期待される。

知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画

第3章 活用分野

1. 知的財産の戦略的活用を支援する

(4) 知的財産の価値評価手法を確立する

知的財産が有する価値に関し客観的に評価できる基準（定量的分析（金額換算値）あるいは定性的分析）の在り方について、各種民間団体調査機関が設ける手法を参考に、知的財産権の種類毎の特性に応じて2004年度までに検討・整理する。また、今後、本格化すると予想される合併・買収における特許等の価値評価事例を整理公開することにより、特許等の譲渡に関する相場確立を目指す。なお、最終的に、価値評価は企業の判断や創意工夫に任せる等フレキシビリティを持たせるべきである。（経済産業省）

知的財産（権）の価値評価手法の確立に向けた考え方 中間論点整理の公表

（平成16年6月 経済産業省）

【背景】

- 知的財産の価値評価手法が確立していないために、資金調達、事業売買等の局面で知的財産を活用できない。
- 知的財産それ自体を金銭的価値と同視する誤解が発生している。

【前提】

- 各種知的財産権の特性
 - 特許権：企業の将来の事業潜在力を支えるもの
 - 著作権：そのまま商品として現在の資産となり得る
- 知的財産権毎に権利化されていても、将来のキャッシュフロー（CF）の性質や権利の流通可能性はそれぞれ異なる。
- 知的財産の種類、想定される評価目的、評価を行う主体等によって、知的財産の価値評価手法は区別される。
- 定量評価はあくまで一定の条件下で算出した数値に過ぎず、定性情報（権利保有者の主体や権利の内容・状態等）と併せた総合的判断が不可欠。

【特許権の価値評価の前提】

- (1) DCF法についての考え方
- (2) 目的・立場別の価値評価手法についての考え方

【商標権（ブランド）の価値評価の前提】

- ①ブランドの対象範囲の明示、②推定・変換根拠の明示、
- ③資本コスト（割引率）の根拠の明示、④評価期間、
- ⑤マーケティング・リサーチデータの使用方法の概要

【著作権（コンテンツ）の価値評価の前提】

- 類似商取引比較法を参照しつつ、DCF法を使用

今後の展開と課題

- さらに知的財産の流通・流動化が促進される環境整備が必要
1. 事例の集積・具体的な事例の検証
 2. 格付けによる知的財産の評価
 3. 担保処分における特許流通アドバイザーの活用

(参考資料3) 見える化に関する調査研究(1)

◆企業等における知的財産の評価に関する調査研究

【知的財産の活用と内部および外部における価値評価】

知的財産の有する経済的価値を適正に評価する必要性

- 資金調達の円滑な実施
- 流通の円滑な実施
- M & Aの円滑な実施

特許権については「事業価値」をベースにしなければ価値の算定が不可欠であり、その他の知的資産との連鎖を把握することが重要。ゆえに、連鎖となるような事項がどのようにビジネスに関連しているか、そのバリューチェーンを的確に評価することが必要。

(平成22年3月 株式会社三菱総合研究所)

表1 知的財産の価値評価に関する主な手法

名称	考え方	利点	欠点
コストアプローチ	・実際に要したコスト、同等資産の再取得に必要なコストを用いて評価する方法	・計算が容易である。 ・一定の客觀性を確保できる。 ・未利用特許の評価にも適用できる。	・開発・取得に多くの費用をかけたからといって、必ずしも経済価値が高いとは限らない。 ・経済的簡便化、機能的簡便化を考慮する必要がある。
マーケットアプローチ	・類似の取引事例を参考に評価する方法 ・知的財産の取引を参考にする場合や、株式取引等から企業価値を求める、寄与率から知的財産価値を求める場合がある	・市場における取引価格を基礎とするため、客觀的な評価となる。	・個別特性の高い案件が多く、比較可能性が確保できる事例が少ない。
インカムアプローチ	・知的財産権が将来的にもたらすと期待される経済的利益を用いて評価する方法	・知財から生じる将来の収益性を価値評価に反映できる。	・主觀的評価になりがちである。
DCF法	・知的財産権がもたらす将来のキャッシュフローを見積り、これを現在価値に割り引いて算出する方法	・企業価値評価を利用されている方法であり、頗る深い。	・寄与率の算定に主觀が入り込む可能性がある。
ロイヤルティ免除法	・対象とする知的財産権を他人からライセンスを受けると仮定した場合における、しかるべきロイヤルティの金額を収益として評価する方法	・類似ロイヤルティ率のある事例には適用やすい。	・ロイヤルティ率に関するデータが不十分な場合主觀が入る可能性がある。
超過収益法	・経済的収益のうち知的財産権に帰属する部分(超過利益)を算出し、これで現在価値に割り引いて算出する方法		・知的財産権以外で、収益獲得に貢献した資産等に帰属する利益を割り振る際に客觀性が損なわれることがある。

【非財務情報の開示の取組】

- 財務報告を補完（国際会計基準）
- CSRの議論の延長としての財務情報と非財務情報の統合（欧州）
- 財務情報を補完するリスク情報を開示させる意味でSECの開示対象を拡充（米国）

【望ましい非財務情報開示の全体像】KPIの構造を中心とした非財務情報の開示

- 個々のKPIの水準は企業ごとの戦略との関係によってその意味が変わるものであり、知的資産および戦略の異なる他社との間で、指標を単純に比較することに意味がない。
- 指標の水準が、企業ごとの戦略に照らして、十分な補強材料、説明材料となっているか否かを評価すべき。
- 投資家等への配慮として、すべての企業、あるいは特定の業種に限ったとしても、共通して当てはまるKPIはないので、次善の策として、共通したカテゴリーの設定および指標を例示し、企業が選択できるようにする。

◆ 知的財産の価値評価を踏まえた特許等の活用の在り方に関する調査研究 ～知的財産（資産）価値及びロイヤルティ料率に関する実態把握～

【日本の無形資産価値の現状】

(平成22年3月 帝国データバンク)

無形資産価値の評価は、**無形資産時価総額法**（バランスシートから無形資産に相当する価値を算出する方法）、**無形資産投資額法**（損益計算書の一般管理費項目中、知的財産の価値形成のために費用投入される研究開発費や広告宣伝費を集計する方法）を用いて実施。日本の「無形資産時価総額法／無形資産投資額法」比率は、米国や欧米諸国に比して総じて低い。

これについて議論した結果、日本の企業は、他国と比較して金額としては高いレベルの無形資産投資を実行しているにもかかわらず、**株式市場において認識される無形資産価値が相対的に低い**。

＜考えられる要因＞

- ①**無形投資効率の問題**（無形資産投資が効率的に利用されていない）
- ②**無形資産に係る情報開示の問題**

【ロイヤルティ料率の調査内容】

- 特許権、商標権、プログラム著作物、技術ノウハウ、それぞれのロイヤルティ料率の平均値
- 日本・米国の産業別司法決定ロイヤルティ料率
- ドイツの行政決定によるロイヤルティ料率

【ロイヤルティに関する情報開示】

米国企業は、ロイヤルティに関する情報をForm 10-K等の法定開示書類で開示。米国証券取引所のガイドラインや米国財務会計基準における開示基準の中で、ロイヤルティ料率等のライセンス条件を開示する規制は見当たらない。企業の判断により開示。

日本企業は、有価証券報告書等の法定開示書類では、重要な契約の開示義務があるため、主要なライセンス契約の存在自体について開示しているが、契約先会社名、契約時期、ロイヤルティの類型のみにとどまり、ライセンス契約の定量的な把握が難しい開示内容にとどまっている。

国内企業・ロイヤルティ料率アンケート調査と文献調査におけるロイヤルティ料率の比較

産業分野	国内アンケート結果	各国市場料率データ(先行文献)					「国内アンケート」「先行文献」の差分	
		日本	米国	ドイツ	韓国	4カ国単純平均値	日本	4カ国平均
ソフトウェア	6.3%	-	11.6%	-	5.9%	8.8%		
医薬・バイオ	6.0%	7.1%	7.7%	5.9%	-	6.9%		
精密機械	3.5%	6.8%	5.8%	4.0%	4.0%	5.2%		
輸送機械	3.4%	4.3%	4.8%	4.8%	4.0%	4.5%	-0.9%	-1.1%
化学	5.3%	5.3%	4.8%	2.7%	3.4%	4.1%	0.0%	1.3%
石油・石炭	3.7%	4.0%	-	3.0%	3.0%	3.3%	-0.3%	0.4%
一般機械	3.4%	4.2%	5.3%	3.0%	2.8%	3.8%	-0.8%	-0.4%
PC・OA機器	-	-	5.3%	3.3%	2.3%	3.6%		
通信・通信装置	2.9%	3.3%	5.5%	-	3.1%	4.0%	-0.4%	-1.1%
食品	5.5%	3.7%	3.9%	2.0%	3.3%	3.2%	1.8%	2.3%
半導体	-	-	5.1%	3.4%	-	4.3%		
金属	3.3%	3.6%	-	4.0%	3.5%	3.7%	-0.3%	0.2%
プラスチック	3.4%	3.9%	-	2.7%	2.7%	3.1%	-0.5%	0.3%

◆諸外国における知的資産経営の取組に関する調査研究 (平成28年3月 帝国データバンク)

【調査結果】

知的資産経営では、知的資産と企業目標・戦略との明確なリンクのもと、知的資産の質の評価などが求められている。

【各国における知的資産の取組動向】

- <近年の傾向>
- ・主たる利用領域として中小・中堅企業における知的資産レポートингの拡充化
 - ・I C情報の新たなコミュニケーション・ツールとしての統合報告の台頭・拡充化
 - ・I C報告形態における大企業（統合報告）と中小企業（分離型）との二極化現象

<企業による活用とメリット>

- ・大企業／企業の信用力・レピュテーション向上
- ・中堅企業の戦略的活用
- ・中小企業の内部管理目的

<金融機関による活用とメリット>

- ・地域密着型（リレーションシップバンキング）による融資の活性化
- ・金融コミュニティ等のI C情報の価値認識による需要増大に伴う企業側開示情報の増加等の好循環（スウェーデン事例）

<証券市場・投資家による活用とメリット>

- ・利益予測や企業価値評価に有用かつ投資決定に適合性を有する
- ・企業における財務情報・非財務情報との一体開示による、企業の将来的利益予測値の分散度の低下効果（イギリス事例）

<経済・社会におけるとメリット>

- ・会計士協会と政府機関による連携した取組のもたらす経済・社会的効果向上（オーストラリア事例）
- ・I C活用による経済成長のイノベーションの促進等

【知的資産経営報告書の開示の在り方】

①大企業及びそれに次ぐ成長・拡大志向を有する中堅企業

→統合報告の形式による積極的な知的資産情報の開示を行うことが適切

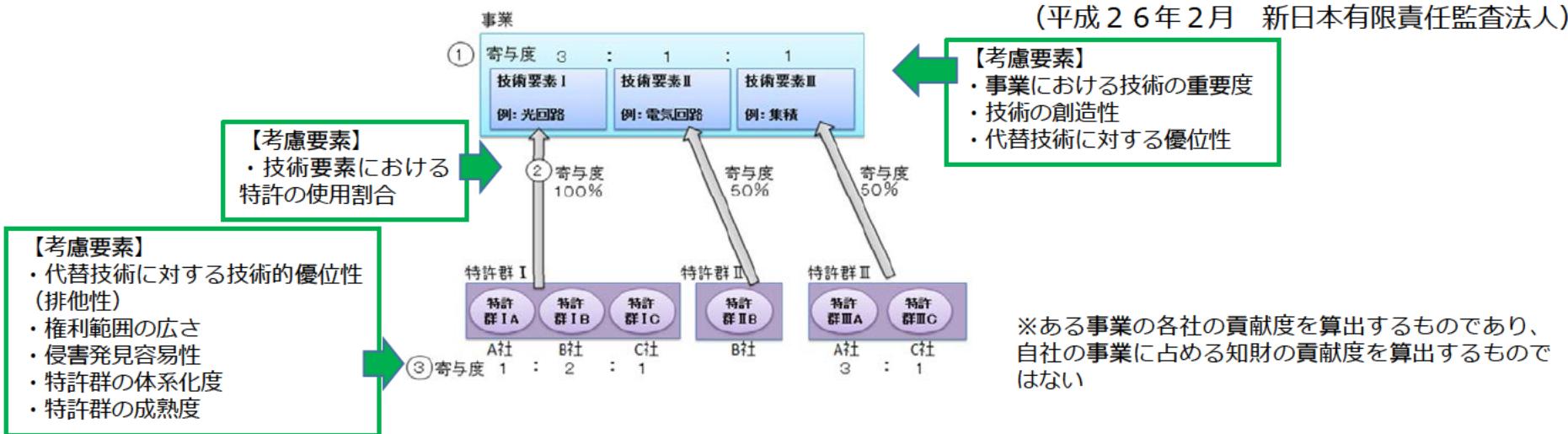
②中堅企業、成長・拡大志向を有する中小企業

→統合報告による情報開示の拡充化あるいは「財務・非財務の統合化報告（非上場企業版統合報告）」による情報開示が望ましい

③中小、零細企業及び現状維持を指向する中堅企業

→従来の知的資産経営報告書を活用し、従業員の理解向上、事業承継等の内部利用目的のほか、会社の魅力発信、リクルーティングに特化することが有効

◆ 事業の中での知的財産権の貢献割合に関する調査研究



【複数主体がそれぞれ所有する知的財産を集合化する際の「貢献度評価」】

- ①事業を技術要素に分解し、技術要素毎の事業に対する寄与度の割合を算出するとともに、事業に関する特許（群）を各技術要素に対応させて分類する。
- ②技術要素それぞれについて、特許が技術要素にどれほど寄与しているかを算出する。
- ③技術要素毎に複数の特許（群）が存在し、しかもその特許（群）を別の者が所有している場合には各所有者の特許（群）毎に、各特許（群）の寄与度を算出する。

評価対象とした特許

(i) 事業を守る特許（守りの特許）

- ①事業競争力を高める実施技術に関する特許（登録、未登録、対応外国特許）
- ②代替技術での事業参入を阻止する特許（登録、未登録、対応外国特許）

(ii) 事業の弱みを解消する特許（攻めの特許）

- ①事業の実施に影響を与える他社の特許の排他力をなくす特許（登録、未登録、対応外国特許）

◆ 知的財産の流通・資金調達事例調査報告～目に見えない経営資源の活用～

(平成19年11月 経済産業省知的財産政策室)

図表1-1 各知的財産権の価値背景

種類	価値のベース
商標権(ブランド)	事業・広告活動や顧客満足度等
著作権(コンテンツ)	ヒット性・トラッキングコード等
特許権	事業活動による将来予想CF

【価値評価】

出所：経済産業省知的財産政策室作成

- 一部の知的財産を除き、それ単体の評価は困難。
事業性とセットで考慮する必要がある。
- 知財はその使用者を選ぶ性質がある。
- 事業評価(知的資産経営の評価)の視点を無視しては、知財の価値評価は困難。

【知財流通】

日本で知財流通が促進しない理由の一つに日本企業における知的財産の管理に問題がある。自社で保有している知的財産(特許等)の把握と整理ができておらず、単にコスト(活用していないにもかかわらず年金等を支払い、権利を維持しているもの)になっている知的財産が多く存在するのではないか。

知的財産を流通させる「鍵」は、まさに知財の棚卸である。所有し続けるべきか否か、を把握することが重要であり、所有が必須でないものについては、ライセンス・売却・放棄を決定すべき。

- ①実際に利用している特許(自己実施ないしはライセンス)か未利用特許かを精査すべき
- ②未利用特許であっても、防衛目的保有している特許か否か、のスクリーニングを行うこと

【知的財産ファイナンス】

知的財産ファイナンスで重要なことは、誰が、どのように、どうやってその知財を活用し、将来キャッシュを生み出すかを把握し、評価することで将来性を予測することであり、そのためには、知財だけでなく事業ひいては経営全般にわたり、その知的財産の位置づけとその活用のための知的資産全般を評価することが必要。融資姿勢を物理担保に裏付けられたデフォルト損失の軽減志向から、知的資産の分析等を通じたデフォルト確率の低減志向へと移行することが重要。

カテゴリー	形態	評価の目的	本権移転	実施権移転	立場 売主/ライセンサー/契約 権利者	知財活用者 先主/ライセンシ ー/担保設定者	売入価格(+) 仕入価格(-) 経済的価値評価方法		備考
							実施者 非実施者	買主 実施予定者 非実施者 実施者/非実施者 実施予定者	
権利行使	ライセンス	侵害行為に対する損害賠償	無	有	一	実施予定者	ライセンサー	特許法102条 ロイヤルティ法	取引対象は本権ではなく実施権である。
					実施者 非実施者	実施予定者	買主	自己実施におけるDCF法(*1) コストアプローチ(*2)	
	売却	売却区分	有	有	非実施者	成績差	一	*1or*2 コストアプローチ(仕入れ価格の10倍程度)	業者による純売の場合の仕入価格はサービスの價格購入価格をベンチマークとして参考に、軒売見込み価格の10%程度
					実施者/非実施者	実施予定者	買主	自己実施におけるDCF法	
流通	ライセンス	実施権付与	無	有	一	実施予定者	ライセンサー	ロイヤルティ法	業者による純売の場合の仕入価格はサービスの價格購入価格をベンチマークとして参考に、軒売見込み価格の10%程度
					他者(ライセンサー)	実施(業者におけるDCF法)	買主	リアルオプション法	
流動化	M&A	事業買収 専業譲受	有	有	一	実施予定者	譲受人	自己実施におけるDCF法	特許権それ単体の価値評価ではなく、事業価値評価に近い形態を取る。部分性については、第三者譲り受けによるDCF法
					買権の場合は「無」 譲り受けの場合は「有」	金融機関	担保設定者	自己実施におけるDCF法	
保有中	自己実施	資産管理	無	無			権利者	コストアプローチ、 確率的アプローチ	技術的評価を行な場合、スコア化による評価モデルによる。

注：知的財産信託の場合は、「流動」カテゴリーに属する売買形態にあたるとと思われるが、その場合の評価方法はDCF法、ロイヤルティ法、リアルオプション法の複合になると思われる。

なお、それぞれの評価手法については、後述する。

出所：「知的財産管理実務ハンドブック」(2004.12) をもとに経済産業省知的財産政策室にて一部改変

(参考資料8) 知的財産の活用に関する調査研究(2)

◆ 金融機関等から見た企業の知的財産を活用した資金調達に関する調査研究

知的財産ファンドの分類及び概要

特許訴訟型ファンド	特許訴訟防衛型ファンド
【概要】 損害賠償金や和解金を得ることを目的として、主に特許訴訟費用に投資するファンド	【概要】 主に大手電機メーカーを顧客として、特許訴訟攻撃型ファンドやNPE等から顧客企業を防衛するファンド
特許ポートフォリオ型ファンド	知財インキュベーション型ファンド
【概要】 ファンド資金により買い集めた特許をポートフォリオ化して、企業にライセンス、あるいは売却するファンド	【概要】 事業や特許出願費用に投資を行い、将来のライセンス収入や事業売却から資金を回収するファンド

特許訴訟型ファンド	特許訴訟防衛型ファンド
【現状】 ・米国・英国・ドイツを中心に活動 ・パントロールやNPEの動きが盛んであったが、訴訟攻撃型ファンドの資金力により長 ・非常に高い収益力をあげている	【現状】 ・米国や韓国で活動 ・特許を買い取る保険的な役目により、電機メーカーやIT企業を中心に関連 ・高いリターンを追及するファンドではない為、投資家からの魅力は乏しい
特許ポートフォリオ型ファンド	知財インキュベーション型ファンド
【現状】 ・米国・英国・フランス・ドイツで活動 ・ライセンスや売却を目的としたポートフォリオを形成する ・大型のファンドは投資資金が巨額であるが故に、投資資金回収のため、特許訴訟などの手段をとるケースも発生	【現状】 ・米国・英国・ドイツ・韓国で活動 ・ハイテク業界や大学の開発案件などで資金を供給するリソースとして活用 ・特許出願費用だけでなく、開発マネジメントの人材も提供

知的財産に関する評価基準

(1) 特許訴訟攻撃型ファンド	特許侵害の有無や特許クレームの強さのような訴訟案件として成立する要素、市場規模や損害賠償を含む賠償性の要素、資金回収の可能性に関わるリスク要素が評価基準の指標である。
(2) 特許訴訟防衛型ファンド	特許侵害によって防衛する企業が被ると想定される和解や損害賠償を前提に、特許クレームの強さを含む特許関連の要素、市場規模等の経済的な要素が評価基準となっている。
(3) 特許ポートフォリオ型ファンド	特許侵害の有無や特許クレームの強さのような訴訟案件として成立する要素、開発案件の市場規模や侵害企業の売上規模を含む経済的な要素、開発案件の成功確率等のリスク要素が評価基準の指標である。
(4) 知財インキュベーション型ファンド	市場規模、収益率、ロイヤルティ率を含む経済的な要素、特許侵害の有無や特許クレームの強さを含む特許性の要素、成功確率等のリスク要素が評価基準の指標である。

(平成25年2月 帝国データバンク)

金融機関における非財務情報・知的財産情報の活用

図表 12 融資判断における財務情報・非財務情報の比率

分類	回答件数	財務 : 非財務
全体	319	7.3 : 2.7
地方銀行	53	7.3 : 2.7
信用金庫	187	7.2 : 2.8
信用組合	73	7.3 : 2.7
その他	6	6.8 : 3.2

図表 13 非財務情報が活用される場面(複数回答)

分類	合計	I-Q6-2 非財務情報が活用されるもの					
		企業格付け	取引方針	融資判断	活用していない	無回答	合計
全体	366	260	261	318	5	7	7
地方銀行	100,0	71,0	72,1	86,9	1,4	1,9	1,9
信用金庫	63	53	50	57	0	1	1
信用組合	100,0	84,1	79,4	90,5	0,0	1,6	1,6
その他	209	155	147	184	2	1	1
	84	47	62	70	3	2	2
	100,0	56,0	73,8	83,3	3,6	2,4	2,4
	10	5	5	7	0	3	3
	100,0	50,0	50,0	70,0	0,0	30,0	30,0

図表 15 非財務情報を収集・活用する際の課題(複数回答)

分類	合計	I-Q6-1 非財務情報を収集・活用する際の課題							合計	
		企業評価	行うべき手続	情報の入手	多外担当	技術情報	専門情報	融資先の開示姿勢		
全体	366	82	73	44	187	130	30	40	55	59
地方銀行	100,0	22,4	19,9	12,0	51,1	35,5	8,2	10,9	15,0	16,5
信用金庫	63	18	15	7	35	24	5	8	14	5
信用組合	100,0	25,6	23,8	11,1	58,6	38,1	7,9	12,7	22,2	7,9
その他	209	40	38	24	111	73	14	21	39	32
	100,0	21,5	18,2	11,5	62,1	34,9	6,7	10,0	14,4	15,3
	84	16	18	11	39	30	10	8	19	18
	100,0	19,0	21,4	13,1	46,3	35,7	11,9	9,5	11,9	21,4
	10	3	2	2	3	3	1	3	1	4
	100,0	30,0	29,0	20,0	20,0	30,0	10,0	30,0	10,0	40,0

【海外における知的財産を活用した融資】

○知的財産担保融資：中国では、中小企業向けの融資として多くのケースで活用されている。次世代事業の成長を促すことを目的とし、省単位や市単位等の地方地域で実施。銀行を管轄する金融当局も特許庁や各省政府と連携して、積極的な推進を行っている。銀行は、知財評価を外部の評価機関に依頼。

○知的資産を評価した融資：韓国は、公的銀行保証で利用されている。韓国政府機関のKOTECは、中小企業の技術評価を行い、それに基づく銀行保証を提供。過去のスコアリングとデフォルト率の相関は、トラックレコードとして蓄積。

◆ 知財評価を活用した融資の促進に関する調査研究

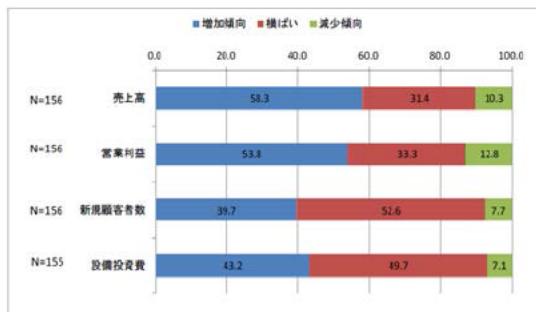
(平成27年2月 帝国データバンク)

【金融機関による知的資産経営支援】

- ・地域金融機関による知的資産経営支援は、知的資産経営を実施する企業、知的資産経営支援を実施する金融機関それぞれにメリットがある
- ・地域金融機関による知的資産経営支援を受けた企業は、当該金融機関に対し、信頼や感謝の気持ちをもち、重要なパートナーであるという認識をもつ。
- ・地域金融機関は知的資産経営支援を実施することで、金融仲介機能を発揮し、顧客の成長・発展に寄与することで、安定的な収益確保を実現できる。

【知的資産経営を導入した企業に関する分析】

<取り組んだ後の傾向>



<対2003年度売上高伸長率推移>



【知財評価書を活用した融資の調査】

- ・知財評価書は評価会社においても統一された内容や様式がない。
- ・金融機関自身、知財評価書に対する内容や必要な評価項目などを把握し切れていない。
- ・評価書のパターンは、主に、①定性評価による評価書、②特許価値評価および定性評価による評価書、の2つ。
- ・評価書活用のためのビジネス環境、制度環境が整備される必要がある。

【知的資産経営支援に取り組む但陽信用金庫との比較】

<貸出先数比較(中小企業)：2010年度からの経年推移>

